

総務常任委員会関係

山形県職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案	
別表第6の2 等級別基準職務表		別表第6の2 等級別基準職務表	
イ 行政職給料表等級別基準職務表		イ 行政職給料表等級別基準職務表	
職務の 級	基準となる職務	職務の 級	基準となる職務
—略—		—略—	
7級	本庁の部、秘書、財政若しくは <u>教 育庁</u> の業務を主管する課長又は特 に重要な業務を掌理する課長の職 務	7級	本庁の部、秘書、財政若しくは <u>教 育局</u> の業務を主管する課長又は特 に重要な業務を掌理する課長の職 務
—略—		—略—	
ロ～リ	—略—	ロ～リ	—略—

山形県県税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県県税条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（公示送達）	（公示送達）
<p>第13条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>県庁又は徴収金の賦課徴収に関する事項を所管する総合支庁の掲示場に掲示して行うものとする。</u></p>	<p>第13条 法第20条の2第1項の規定による公示送達は、<u>同条第2項に規定する公示事項（以下この条において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を県庁若しくは徴収金の賦課徴収に関する事項を所管する総合支庁の掲示場に掲示し、又は公示事項を県庁若しくは徴収金の賦課徴収に関する事項を所管する総合支庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。</u></p>
<p>（個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p>	<p>（個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）</p>
<p>第38条の3 一略一</p>	<p>第38条の3 一略一</p>
<p>2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>法第317条の3の2第2項の規定による市町村民税に関する申告書と併せて法第45条の3の2第2項に規定する異動の内容その他施行規則第2条の3の3第2項に規定する事項を記載した申告書を、給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。</u></p>	<p>2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、<u>法第317条の3の2第3項の規定による市町村民税に関する申告書と併せて法第45条の3の2第3項に規定する異動の内容その他施行規則第2条の3の3第2項に規定する事項を記載した申告書を、給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。</u></p>
<p>3 一略一</p>	<p>3 一略一</p>
<p>（利子割の不足金額等の納入手続）</p>	<p>（利子割の不足金額等の納入手続）</p>
<p>第48条の10 利子割の特別徴収義務者は、<u>法第71条の11第4項、第71条の14第6項又は第71条の15第5項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書の指定する納期限までに、納入書によつて納入しなければならない。</u></p>	<p>第48条の10 利子割の特別徴収義務者は、<u>法第71条の11第4項、第71条の14第7項又は第71条の15第5項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書の指定する納期限までに、納入書によつて納入しなければならない。</u></p>
<p>（配当割の不足金額等の納入手続）</p>	<p>（配当割の不足金額等の納入手続）</p>
<p>第48条の17 配当割の特別徴収義務者は、<u>法第71条の32第4項、第71条の35第7項又は第71条の36第5項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ</u></p>	<p>第48条の17 配当割の特別徴収義務者は、<u>法第71条の32第4項、第71条の35第8項又は第71条の36第5項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ</u></p>

れ当該通知書の指定する納期限までに、納入書によつて納入しなければならない。

(株式等譲渡所得割の不足金額等の納入手続)

第48条の24 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、法第71条の52第4項、第71条の55第7項又は第71条の56第5項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書の指定する納期限までに、納入書によつて納入しなければならない。

(法人の事業税の不足税額等の納付手続)

第62条 事業税の納税義務がある法人は、法第72条の42、第72条の46第6項又は第72条の47第5項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書の指定する期限までに納付書によつて納付しなければならない。

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

(ゴルフ場利用税の不足金額の納入手続)

第100条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、法第87条第4項、第90条第6項又は第91条第5項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書に指定する期限までに、納入書によつて納入しなければならない。

(環境性能割の税率)

第135条の3 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの

(イ) 一略一

該通知書の指定する納期限までに、納入書によつて納入しなければならない。

(株式等譲渡所得割の不足金額等の納入手続)

第48条の24 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、法第71条の52第4項、第71条の55第8項又は第71条の56第5項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書の指定する納期限までに、納入書によつて納入しなければならない。

(法人の事業税の不足税額等の納付手続)

第62条 事業税の納税義務がある法人は、法第72条の42、第72条の46第7項又は第72条の47第5項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書の指定する期限までに納付書によつて納付しなければならない。

(個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

(ゴルフ場利用税の不足金額の納入手続)

第100条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、法第87条第4項、第90条第7項又は第91条第5項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足金額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書に指定する期限までに、納入書によつて納入しなければならない。

(環境性能割の税率)

第135条の3 次に掲げる自動車(法第149条第1項(同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) 法第145条第4号に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同条第5号に規定する基準エネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 一略一

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 一略一

ハ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が2.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第3項に規定するもの

(イ)及び(ロ) 一略一

ニ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条にお

(ロ) 法第145条第4号に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同条第5号に規定する基準エネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 一略一

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 一略一

ハ 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第3項に規定するもの

(イ)及び(ロ) 一略一

ニ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第4項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

いて「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定するもの

(イ) 一略一。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ヘ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 一略一

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を

ホ 車両総重量が3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第5項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和4年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和4年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の95を乗じて得た数値(車両総重量が2.5トン以下のトラックにあつては、令和4年度基準エネルギー消費効率)以上であること。

ヘ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第6項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(2) 次に掲げる石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 一略一

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗

乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 一略一

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の65を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 一略一

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 一略一

ハ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下

じて得た数値以上であること。

(ハ) 一略一

(3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 一略一

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 一略一

ハ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの

(イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下

<p>下の<u>バス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第11項に規定するもの</u></p>	<p>のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので<u>施行規則第9条の4第13項に規定するもの</u></p>
<p>(イ) ー略ー (ロ) エネルギー消費効率が<u>平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110</u>を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p>(イ) ー略ー (ロ) エネルギー消費効率が<u>令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95</u>を乗じて得た数値以上であること。</p>
<p>三 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下の<u>バス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第12項に規定するもの</u></p>	<p>ヘ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので<u>施行規則第9条の4第14項に規定するもの</u></p>
<p>(イ) ー略ー (ロ) エネルギー消費効率が<u>平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115</u>を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p>(イ) ー略ー (ロ) エネルギー消費効率が<u>令和4年度基準エネルギー消費効率以上</u>であること。</p>
<p>ホ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので<u>施行規則第9条の4第13項に規定するもの</u></p>	<p>ト 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので<u>施行規則第9条の4第15項に規定するもの</u></p>
<p>(イ) ー略ー (ロ) エネルギー消費効率が<u>平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105</u>を乗じて得た数値以上であること。</p>	<p>(イ) ー略ー (ロ) エネルギー消費効率が<u>基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)</u>に100分の110を乗じて得た数値以上であること。</p>
<p>2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項(第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>イ <u>乗用車</u>のうち、次のいずれにも該当するもので<u>施行規則第9条の4第14項に規定するもの</u></p> <p>(イ)～(ハ) ー略ー</p> <p>ロ <u>車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの</u></p> <p>(イ) ー略ー (ロ) エネルギー消費効率が<u>平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115</u></p>	<p>2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項(第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車</p> <p>イ <u>営業用の乗用車</u>のうち、次のいずれにも該当するもので<u>施行規則第9条の4第16項に規定するもの</u></p> <p>(イ)～(ハ) ー略ー</p> <p>ロ <u>自家用の乗用車</u>のうち、次のいずれにも該当するもので<u>施行規則第9条の4第17項に規定するもの</u></p> <p>(イ) ー略ー (ロ) エネルギー消費効率が<u>令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70</u>を乗</p>

を乗じて得た数値以上であること。

ハ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

三 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規定するもの

(イ) ー略ー

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度

じて得た数値以上であること。

(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第18項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定するもの

(イ) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ロ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第20項に規定するもの

(イ) ー略ー

(ロ) エネルギー消費効率が令和4年度基

<p><u>基準エネルギー消費効率に100分の110</u> <u>を乗じて得た数値以上であること。</u></p>	<p><u>準エネルギー消費効率に100分の95を乗</u> <u>じて得た数値以上であること。</u></p>
<p>(2) <u>石油ガス自動車（乗用車に限る。）のう</u> <u>ち、次のいずれにも該当するもので施行規則</u></p>	<p>(2) <u>次に掲げる石油ガス自動車</u></p>
<p><u>第9条の4第18項に規定するもの</u> <u>イ 次のいずれかに該当すること。</u></p>	<p><u>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも</u> <u>該当するもので施行規則第9条の4第21項</u> <u>に規定するもの</u></p>
<p><u>(イ) 平成30年石油ガス軽中量車基準に</u> <u>適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平</u> <u>成30年石油ガス軽中量車基準に定める</u> <u>窒素酸化物の値の2分の1を超えない</u> <u>こと。</u></p>	<p><u>(イ) 次のいずれかに該当すること。</u></p>
<p><u>(ロ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に</u> <u>適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平</u> <u>成17年石油ガス軽中量車基準に定める</u> <u>窒素酸化物の値の4分の1を超えない</u> <u>こと。</u></p>	<p><u>a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適</u> <u>合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平</u> <u>成30年石油ガス軽中量車基準に定める</u> <u>窒素酸化物の値の2分の1を超えない</u> <u>こと。</u></p>
	<p><u>b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適</u> <u>合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平</u> <u>成17年石油ガス軽中量車基準に定める</u> <u>窒素酸化物の値の4分の1を超えない</u> <u>こと。</u></p>
<p><u>ロ エネルギー消費効率が令和12年度基準</u> <u>エネルギー消費効率に100分の60を乗じて</u> <u>得た数値以上であること。</u></p>	<p><u>(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基</u> <u>準エネルギー消費効率に100分の60を乗</u> <u>じて得た数値以上であること。</u></p>
	<p><u>(ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基</u> <u>準エネルギー消費効率以上であること。</u></p>
	<p><u>ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも</u> <u>該当するもので施行規則第9条の4第22項</u> <u>に規定するもの</u></p>
	<p><u>(イ) 次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適</u> <u>合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平</u> <u>成30年石油ガス軽中量車基準に定める</u> <u>窒素酸化物の値の2分の1を超えない</u> <u>こと。</u></p>
	<p><u>b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適</u> <u>合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平</u> <u>成17年石油ガス軽中量車基準に定める</u> <u>窒素酸化物の値の4分の1を超えない</u> <u>こと。</u></p>
	<p><u>(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基</u> <u>準エネルギー消費効率に100分の70を乗</u></p>

- ハ エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (3) 次に掲げる軽油自動車
- イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定するもの
 (イ)～(ハ) ー略ー
- ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第20項に規定するもの
 (イ) 次のいずれかに該当すること。
- a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ハ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第21項に規定するもの
 (イ) ー略ー
 (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- 三 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当する

- じて得た数値以上であること。
- (ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (3) 次に掲げる軽油自動車
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第23項に規定するもの
 (イ)～(ハ) ー略ー
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第24項に規定するもの
 (イ) 平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。
 (ハ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ハ 車両総重量が3.5トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第25項に規定するもの
 (イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 (ロ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- 三 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第26項に規定するもの
 (イ) ー略ー
 (ロ) エネルギー消費効率が令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。
- ホ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当する

もので施行規則第9条の4第22項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

3 一略一

4 第1項(第1号イからニまでに係る部分に限る。)及び第2項(第1号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第32項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第33項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項 第1号 イ(ロ)	同条第5号に規定する基準エネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の65	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の141
一略一		

もので施行規則第9条の4第27項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 一略一

4 第1項(第1号イ、ロ及びホに係る部分に限る。)及び第2項(第1号イ、ロ及びニに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第31項に規定する方法並びに令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第32項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第33項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第 1号イ (ロ)	同条第5号に規定する基準エネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第1号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の70	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の151
一略一		

第1項 第1号 ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の162
第1項 第1号 ロ(ハ) 及びハ (ロ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項 第1号 ニ(ロ)	基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150
一略一		
第2項 第1号 ロ(ロ)	平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144

5 第1項(第1号イ及びロ、第2号並びに第3号イ及びロに係る部分に限る。)及び第2項(第1号イ、第2号及び第3号イに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第35項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令

第1項第 1号ロ (ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の173
第1項第 1号ロ (ハ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第1項第 1号ホ (ロ)	令和4年度基準エネルギー消費効率)	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の155を乗じて得た数値)
一略一		
第2項第 1号ロ (ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の151
第2項第 1号ロ (ハ)	令和2年度基準エネルギー消費効率	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値
第2項第 1号ニ (ロ)	令和4年度基準エネルギー消費効率に100分の95	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の147

5 第1項(第1号イ及びロ、第2号並びに第3号イ及びロに係る部分に限る。)及び第2項(第1号イ及びロ、第2号並びに第3号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第35項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であ

和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第36項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号イ(ロ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に <u>100分の65</u>	令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に <u>100分の94</u>
第1項第1号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の75</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の109</u>
第1項第2号イ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の65</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の94</u>
第1項第2号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の75</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の109</u>
第1項第3号イ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の65</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の94</u>
第1項第3号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の75</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の109</u>
第2項第1号イ(ロ)、第2号	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の60</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の87</u>

つて、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第36項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号イ(ロ)	令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に <u>100分の70</u>	令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に <u>100分の102</u>
第1項第1号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
第1項第2号イ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
第1項第2号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
第1項第3号イ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
第1項第3号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
第2項第1号イ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の60</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の87</u>

ロ及び 第3号 イ(ロ)		
--------------------	--	--

第2項第 1号ロ (ロ)	令和12年度基 準エネルギー 消費効率に100 分の70	令和2年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 102
第2項第 2号イ (ロ)	令和12年度基 準エネルギー 消費効率に100 分の60	令和2年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 87
第2項第 2号ロ (ロ)	令和12年度基 準エネルギー 消費効率に100 分の70	令和2年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 102
第2項第 3号イ (ロ)	令和12年度基 準エネルギー 消費効率に100 分の60	令和2年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 87
第2項第 3号ロ (ロ)	令和12年度基 準エネルギー 消費効率に100 分の70	令和2年度基準 エネルギー消費 効率に100分の 102

(環境性能割の申告納付)

第135条の6 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

(1)及び(2) 一略一

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車 当該記入を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)

(4) 一略一

2及び3 一略一

(環境性能割の不足税額等の納付手続)

第135条の12 環境性能割の納税義務者は、法第168条第4項、第171条第6項又は第172条第5項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通

(環境性能割の申告納付)

第135条の6 環境性能割の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、法第160条第1項の申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

(1)及び(2) 一略一

(3) 前2号に掲げる自動車以外の自動車で、道路運送車両法第67条第1項の規定による自動車検査証の変更記録を受けるべき自動車 当該変更記録を受けるべき事由があつた日から15日を経過する日(その日前に当該変更記録を受けたときは、当該変更記録の時)

(4) 一略一

2及び3 一略一

(環境性能割の不足税額等の納付手続)

第135条の12 環境性能割の納税義務者は、法第168条第4項、第171条第7項又は第172条第5項の規定による通知を受けた場合においては、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額をそれぞれ当該通知書

知書の指定する期限までに、納付書によつて納付しなければならない。

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)において、第38条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同条第2項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に規定する額を免除するものとする。

2及び3 一略一

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第10条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、附則第12条第3項及び附則第21条の3第2項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、附則第12条第3項及び附則第21条の3第2項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当すると

の指定する期限までに、納付書によつて納付しなければならない。

附 則

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。)において、第38条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された同条第2項の確定申告書を含む。次項において同じ。)にその肉用牛の売却に係る同法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に規定する額を免除するものとする。

2及び3 一略一

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第10条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、附則第12条第3項及び附則第21条の3第2項において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、附則第12条第3項及び附則第21条の3第2項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前

きにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 一略一

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2第1項で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項で定める日（同条第3項に規定する事業につき、同項に規定する事情があるときは、同項に定める日）までの期間。第4項において「予定期間」という。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3～8 一略一

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第12条の6 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同条第1項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（同法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）をした県民税の所得割の納税義務者（施行令附則第18条の6第1項各号に掲げる者であつたものを除く。以下この条において同

条第1項に規定する譲渡所得（次条第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)及び(2) 一略一

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2第1項で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項で定める日（同条第3項に規定する事業につき、同項に規定する事情があるときは、同項に定める日）までの期間。第4項において「予定期間」という。）内に租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき施行規則附則第13条の3第2項で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3～8 一略一

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第12条の6 県民税の所得割の納税義務者（租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同条第1項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（同法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）をしたもの（施行令附則第18条の6第1項各号に掲げる者であつたものを除く。）又は同法第37条の

じ。)について、同法第37条の13の2第1項に規定する適用期間(第6項において「適用期間」という。)内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令附則第18条の6第2項で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び附則第12条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2～4 一略一

5 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額(第3項又はこの項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書(法附則第35条の3第8項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第12条の2第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の6第4項で定めるところにより、当該納税義務者の附則第12条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所

13の2第1項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの(当該株式会社の発起人であることその他の施行令附則第18条の6第2項に規定する要件を満たすものに限る。)に限る。以下この条において同じ。)について、同法第37条の13の3第1項に規定する適用期間(第6項において「適用期間」という。)内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として施行令附則第18条の6第3項で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び附則第12条の2の規定その他の県民税に関する規定を適用する。

2～4 一略一

5 県民税の所得割の納税義務者の前年前3年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額(第3項又はこの項の規定により前年前において控除されたものを除く。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第45条の2第1項又は第3項の規定による申告書(法附則第35条の3第8項において準用する法第45条の2第4項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書とその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出した場合を含む。)において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を提出しているときに限り、附則第12条の2第1項後段の規定にかかわらず、施行令附則第18条の6第5項で定めるところにより、当該納税義務者の附則第12条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第12条の3第1項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第3項の規定の適用

得等の金額（第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

6 第3項及び前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第37条の13の2第8項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の6第5項で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第12条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の6第6項及び第7項で定めるところにより計算した金額をいう。

7 一略一
（自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の5の3 一略一

2 一略一

3 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の2の6 一略一

2 自家用の乗用車に対する第135条の3第2項
（同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第3項の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に行われたときに限り、同条第2項中「100分の2」とあるのは「100分の1」と、同条第3項中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

（自動車税の種別割の税率の特例）

第15条の3 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規

がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

6 第3項及び前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該県民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第37条の13の3第8項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として施行令附則第18条の6第6項で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る附則第12条の2第1項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として施行令附則第18条の6第7項及び第8項で定めるところにより計算した金額をいう。

7 一略一
（自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第15条の2の5の3 一略一

2 一略一

3 前項の規定の適用がある場合における法第168条第2項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第15条の2の6 一略一

（削る）

（自動車税の種別割の税率の特例）

第15条の3 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則第

則第9条の2第1項に規定するものをいう。以下この条及び次条第2項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次条第2項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項に規定するものをいう。次条第2項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。次項第3号及び次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車に属するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)、一般乗合用バス、被けん引自動車及びキャンピングカー(原動機を用いないもの以外のものうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものを除く。))を除外する。当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率については、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) 第135条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車(以下この条において「ガソリン自動車」という。))又は同項第2号に規定する石油ガス自動車(以下この条において「石油ガス自動車」という。))で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 第135条の3第1項第3号に規定する軽油自動車(以下この条において「軽油自動車」という。))その他の前号に掲げる自動車以外の自動車 で平成24年3月31日までに初回新規登録

9条の2第1項に規定するものをいう。次項第2号及び次条第2項において同じ。)、メタノール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次条第2項において同じ。)、混合メタノール自動車(メタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第1項に規定するものをいう。次条第2項において同じ。))及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6項に規定するものをいう。次項第3号及び次条第2項において同じ。))並びに自家用の乗用車(三輪の小型自動車に属するものを除く。同条において同じ。)、一般乗合用バス、被けん引自動車及びキャンピングカー(原動機を用いないもの以外のものうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものを除く。))を除外する。当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の税率については、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) 第135条の3第1項第1号に規定するガソリン自動車(次項第4号及び第3項第1号において「ガソリン自動車」という。))又は同条第1項第2号に規定する石油ガス自動車(次項第5号及び第3項第2号において「石油ガス自動車」という。))で平成25年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 第135条の3第1項第3号に規定する軽油自動車(以下この条において「軽油自動車」という。))その他の前号に掲げる自動車以外の自動車 で平成27年3月31日までに初回新規登録を

録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

—略—

受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

—略—

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の種別割の税率については、当該自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第135条の3第1項第1号イ(イ) aに規定する排出ガス保安基準（以下この号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの（第5項第2号において「平成30年天然ガス車基準」という。）に適合するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定するもの（以下この号及び第5項第2号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第9条の2第7項に規定するものをいう。第5項第3号において同じ。）

(4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第135条の3第1項第1号イ(イ) aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物

(削る)

の排出量が同号イ(イ) bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（以下この条において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号イ(ハ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第135条の3第1項第2号イ(イ) aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(イ) bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの

(6) 軽油自動車のうち、第135条の3第1項第3号イ(イ)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（以下この条において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は平成21年輕油軽中量車基準（以下この条において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合する乗用車

自動車の種類等		税率（年額）	
		営業用	自家用
1	総排気量が1リットル	円	円
乗 用 車	以下のもの又は電気自動車	2,000	6,500
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	2,500	8,000
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	2,500	9,000
三 輪 の 小 型 自	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以	3,500	11,000

動	下のもの		
車	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下	4,000	12,500
属	下のもの		
す	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下	4,500	14,500
る	下のもの		
も	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下	5,500	16,500
の	下のもの		
を	総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下	6,000	19,000
除	下のもの		
く	総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下	7,000	22,000
。)	下のもの		
	総排気量が6リットルを超えるもの	10,500	27,500
2	最大積載量が1トン以下	2,000	2,000
ト	下のもの		
ラ	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	2,500	3,000
ッ	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	3,000	4,000
ク	最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	4,000	5,500
	最大積載量が4トンを超え5トン以下のもの	5,000	6,500
	最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの	5,500	7,500
	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	6,500	9,000
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	7,500	10,500
	最大積載量が8トンを超えるもの	7,500	10,500
		円に最 大積載 量が8 トン を超える 1トン までご とに	円に最 大積載 量が8 トン を超える 1トン までご とに

			1,200 円を加 算した 額	1,600 円を加 算した 額
最大 乗車 定員 が4 人以 上の もの	総排気量が1リ ットル以下のも の又は電気自動 車	最大積 載量に 応じた 年額に	1,000 円を加 算した 額	最大積 載量に 応じた 年額に 1,300 円を加 算した 額
	総排気量が1リ ットルを超え1.5 リットル以下の もの	最大積 載量に 応じた 年額に	1,200 円を加 算した 額	最大積 載量に 応じた 年額に 1,600 円を加 算した 額
	総排気量が1.5リ ットルを超える もの	最大積 載量に 応じた 年額に	1,600 円を加 算した 額	最大積 載量に 応じた 年額に 2,000 円を加 算した 額
3 バ ス	(1) 乗車定員が30人 以下のもの		3,000	3,000
	一般乗 合用 バス 乗車定員が30人 を超え40人以下 のもの		4,000	4,000
	乗車定員が40人 を超え50人以下		4,500	4,500

	ス	の <u>もの</u>		
	及	乗車定員が50人	5,000	5,000
	び	を超え60人以下		
	通	の <u>もの</u>		
	学	乗車定員が60人	6,000	6,000
	又	を超え70人以下		
	は	の <u>もの</u>		
	通	乗車定員が70人	6,500	6,500
	園	を超え80人以下		
	用	の <u>もの</u>		
	バ	乗車定員が80人	7,500	7,500
	ス	を超える <u>もの</u>		
	(2)	乗車定員が30人	7,000	8,500
	そ	以下の <u>もの</u>		
	の	乗車定員が30人	8,000	10,500
	他	を超え40人以下		
	の	の <u>もの</u>		
	バ	乗車定員が40人	9,500	12,500
	ス	を超え50人以下		
		の <u>もの</u>		
		乗車定員が50人	11,000	14,500
		を超え60人以下		
		の <u>もの</u>		
		乗車定員が60人	13,000	16,500
		を超え70人以下		
		の <u>もの</u>		
		乗車定員が70人	14,500	18,500
		を超え80人以下		
		の <u>もの</u>		
		乗車定員が80人	16,000	21,000
		を超える <u>もの</u>		
4	三輪の小型自動車		1,500	1,500
5	小	型自動車に属するも	2,000	3,000
	け	の		
	ん	普通自動車に属するも	4,000	5,500
	引	の		
	自			
	動			
	車			
6	(1)	普通自動車に属	3,500	4,000
特	霊	する <u>もの</u>		
種	枢	小型自動車に属	1,500	2,000
用	車	する <u>もの</u>		

途 車	(2)	普通自動車に属 するもの	3,500	4,000
	ご み	小型自動車に属 するもの	1,500	2,000
し 尿 等 の 廃 棄 物 の 収 集 及 び 運 搬 の 用 に 用 い る も の				
キ ヤ ン ピ ン グ カ 二 （ 原 動 機 を 用 い な い	(3)	普通自動車に属 するもの	6,500	
	ヤ ン ン	小型自動車に属 するもの	5,000	
	ピ ン グ カ 車	総排気量が1リ ットル以下のも の又は電気自動 車		5,000
	二 （ 原 動 機 を 用 い な い	総排気量が1リ ットルを超え1.5 リットル以下の もの		6,500
	機 を 用 い な い	総排気量が1.5リ ットルを超え2 リットル以下の もの		7,500
	二 （ 原 動 機 を 用 い な い	総排気量が2リ ットルを超え2.5		9,000

	も リットル以下の もの		
	を 総排気量が2.5リ ットルを超え3 く リットル以下の もの	10,000	
	。) 総排気量が3リ ットルを超え3.5 リットル以下の もの	11,500	
	総排気量が3.5リ ットルを超え4 リットル以下の もの	13,500	
	総排気量が4リ ットルを超え4.5 リットル以下の もの	15,500	
	総排気量が4.5リ ットルを超え6 リットル以下の もの	17,500	
	総排気量が6リ ットルを超える もの	22,000	
(4)	車 両重量が 5トン以下 のもの	2,500	3,000
そ の 他 の 状 用 が に ト 用 ラ い ツ る ク も に の 類 す る も の で 最 大	車両重量が 5トンを超 え10トン以 下のもの	5,000	6,500
	車両重量が 10トンを超 え15トン以 下のもの	7,500	10,500
	車両重量が 15トンを超 えるもの	10,000	13,500

	積載量の定めのないもの		
	その他のもの	自動車の種類及び構造区分によりそれぞれ前各項又は前各号に該当する自動車について定められた額	

3 次に掲げる自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税の種別割の税率については、当該自動車が令和2年

4月1日から令和3年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネ

ルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第6項に規定するもの

自動車の種類等		税率（年額）	
		営業用	自家用
1 乗 用 車 （ 三 輪 の 小 型 自 動 車 に 属 す る も の を 除 く 。）	総排気量が1リットル以下のもの	円	円
		4,000	12,500
	総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	4,500	15,500
	総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの	5,000	18,000
	総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの	7,000	22,000
	総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの	8,000	25,000
	総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの	9,000	28,500
	総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの	10,500	33,000
総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの	12,000	38,000	
総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの	14,000	43,500	
総排気量が6リットルを超えるもの	20,500	55,000	
2 ト ラ ック	最大積載量が1トン以下のもの	3,500	4,000
	最大積載量が1トンを超え2トン以下のもの	4,500	6,000
	最大積載量が2トンを超え3トン以下のもの	6,000	8,000
最大積載量が3トンを超え4トン以下のもの	7,500	10,500	
最大積載量が4トンを超えるもの	9,500	13,000	

超え5トン以下のもの			
最大積載量が5トンを超え6トン以下のもの		11,000	15,000
最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの		13,000	17,500
最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの		15,000	20,500
最大積載量が8トンを超えるもの		15,000	20,500
		円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに2,400円を加算した額	円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに3,200円を加算した額
最大乗車定員が4人以上のもの	総排気量が1リットル以下のもの	最大積載量に応じた年額に1,800円を加算した額	最大積載量に応じた年額に2,600円を加算した額
	総排気量が1.5リットルを超え1.5リットル以下のもの	最大積載量に応じた年額に2,300円を加算した額	最大積載量に応じた年額に3,200円を加算した額
	総排気量が1.5リットルを超えるもの	最大積載量に応じた年額に3,200円を加算した額	最大積載量に応じた年額に4,000円を加算した額

3	バス	(1)	乗車定員が30人	6,000	6,000
		一	以下のもの		
		般	乗車定員が30人	7,500	7,500
		乗	を超え40人以下		
		合	のもの		
		用	乗車定員が40人	9,000	9,000
		バ	を超え50人以下		
		ス	のもの		
		及	乗車定員が50人	10,000	10,000
		び	を超え60人以下		
		通	のもの		
		学	乗車定員が60人	11,500	11,500
		又	を超え70人以下		
		は	のもの		
通	乗車定員が70人	13,000	13,000		
園	を超え80人以下				
用	のもの				
バ	乗車定員が80人	14,500	14,500		
ス	を超えるもの				
(2)	乗車定員が30人	13,500	16,500		
	そ	以下のもの			
	の	乗車定員が30人	16,000	20,500	
	他	を超え40人以下			
	の	のもの			
	バ	乗車定員が40人	19,000	24,500	
	ス	を超え50人以下			
	の	のもの			
	乗車定員が50人	22,000	28,500		
	を超え60人以下				
	の	のもの			
乗車定員が60人	25,500	33,000			
を超え70人以下					
の	のもの				
乗車定員が70人	28,500	37,000			
を超え80人以下					
の	のもの				
乗車定員が80人	32,000	41,500			
を超えるもの					
4	三輪の小型自動車		2,500	3,000	
5	小型自動車に属するもの		4,000	5,500	
引	普通自動車に属するもの		8,000	10,500	

自動車				
6 特 種 用 途 車	(1)	普通自動車に属 するもの	6,500	7,500
	霊 柩 車	小型自動車に属 するもの	3,000	3,500
	(2)	普通自動車に属 するもの	6,500	7,500
	ご み 、 し 尿 等 の 廃 棄 物 の 収 集 及 び 運 搬 の 用 に 用 い る も の	小型自動車に属 するもの	3,000	3,500
	(3)	普通自動車に属 するもの	13,000	
	キ ヤ ン ピ ン グ カ	小型自動車に属 するもの	9,500	
		総排気量が1リ ットルを超え1.5 リットル以下の もの		12,500

一 (原 動 機 を 用 い な い も の を 除 く 。)	総排気量が1.5リ ットルを超え2 リットル以下の もの	14,500		
	総排気量が2リ ットルを超え2.5 リットル以下の もの	17,500		
	総排気量が2.5リ ットルを超え3 リットル以下の もの	20,000		
	総排気量が3リ ットルを超え3.5 リットル以下の もの	23,000		
	総排気量が3.5リ ットルを超え4 リットル以下の もの	26,500		
	総排気量が4リ ットルを超え4.5 リットル以下の もの	30,500		
	総排気量が4.5リ ットルを超え6 リットル以下の もの	35,000		
	総排気量が6リ ットルを超える もの	44,000		
	(4) 車 体 の 他 の 状 用 が に ト 用 ラ い ッ ク る も に	車両重量が 5トン以下 のもの	4,500	6,000
		車両重量が 5トンを超 え10トン以 下のもの	9,500	13,000
	車両重量が 10トンを超 え15トン以 下のもの	15,000	20,500	

の類			
	す る も の で 最 大 積 載 量 の 定 め の な い も の	車両重量が 15トンを超 えるもの	19,500 26,500
	その他のもの	自動車の種類 及び構造区分 によりそれぞ れ前各項又は 前各号に該当 する自動車に ついて定 められた額	

4 第2項第1号から第3号までに掲げる自動車 (削る)

車のうち、次に掲げるもの（以下この項及び次項において「自家用の乗用車等」という。）に対して課する自動車税の種別割の税率については、当該自家用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわらず、第2項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

- (1) 自家用の乗用車
- (2) 特種用途車のうちキャンピングカー（原動機を用いないもの並びに原動機を用いな

いもの以外のもののうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものを除く。)

5 次に掲げる自動車（自家用の乗用車等を除く。）に対して課する自動車税の種別割の税率については、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわらず、第2項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) 一略一

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの

(3) 一略一

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車及び特殊用途車のうちキャンピングカー（原動機を用いないもの以外のもののうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものに限る。）（以下この項及び次項において「営業用の乗用車等」という。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定

2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の種別割の税率については、当該自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1) 一略一

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第135条の3第1項第1号イ(イ) aに規定する排出ガス保安基準で施行規則第5条の2第1項に規定するものに適合するもの又は同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第2項に規定するもの

(3) 一略一

(4) ガソリン自動車（営業用の乗用車及び特殊用途車のうちキャンピングカー（原動機を用いないもの以外のもののうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものに限る。）（以下この項及び次項において「営業用の乗用車等」という。）に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が第135条の3第1項第1号イ(イ) aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める

める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が第135条の3第1項第1号イ(ロ)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの

窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第1号イ(イ) bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準（次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第1項第1号イ(ロ)に規定する令和12年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ同号イ(ハ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの

(5) 石油ガス自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が第135条の3第1項第2号イ(イ) aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第1項第2号イ(イ) bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準（次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの

(6) 軽油自動車（営業用の乗用車等に限る。）のうち、第135条の3第1項第3号イ(イ)に規定する平成30年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。）又は平成21年輕油軽中量車基準（次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの

自動車の種類等		税率（年額）		
		営業用	自家用	
1 乗 用 車 （ 三 輪 の 小 型 自 動 車 に 属 す る も の を 除 く 。）	総排気量が1リットル 以下のもの又は電気自 動車	円 2,000	円 6,500	
	総排気量が1リットル を超え1.5リットル以 下のもの	2,500	8,000	
	総排気量が1.5リット ルを超え2リットル以 下のもの	2,500	9,000	
	総排気量が2リットル を超え2.5リットル以 下のもの	3,500	11,000	
	総排気量が2.5リット ルを超え3リットル以 下のもの	4,000	12,500	
	総排気量が3リットル を超え3.5リットル以 下のもの	4,500	14,500	
	総排気量が3.5リット ルを超え4リットル以 下のもの	5,500	16,500	
	総排気量が4リットル を超え4.5リットル以 下のもの	6,000	19,000	
	総排気量が4.5リット ルを超え6リットル以 下のもの	7,000	22,000	
	総排気量が6リットル を超えるもの	10,500	27,500	
	2 ト ラ ック ク	最大積載量が1トン以 下のもの	2,000	2,000
		最大積載量が1トン を超え2トン以下のもの	2,500	3,000
最大積載量が2トン を超え3トン以下のもの		3,000	4,000	
最大積載量が3トン を超え4トン以下のもの		4,000	5,500	
最大積載量が4トン を超え5トン以下のもの		5,000	6,500	
最大積載量が5トン を超え6トン以下のもの		5,500	7,500	

	最大積載量が6トンを超え7トン以下のもの	6,500	9,000
	最大積載量が7トンを超え8トン以下のもの	7,500	10,500
	最大積載量が8トンを超えるもの	7,500 円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,200円を加算した額	10,500 円に最大積載量が8トンを超える1トンまでごとに1,600円を加算した額
3 バ	(1) 乗車定員が4人以上のもの	総排気量が1リットル以下のもの又は電気自動車	最大積載量に応じた年額に1,000円を加算した額
		総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの	最大積載量に応じた年額に1,200円を加算した額
		総排気量が1.5リットルを超えるもの	最大積載量に応じた年額に1,600円を加算した額
		3,000	3,000

ス	般	乗車定員が30人	4,000	4,000
	乗	を超え40人以下		
	合	のもの		
	用	乗車定員が40人	4,500	4,500
	バ	を超え50人以下		
	ス	のもの		
	及	乗車定員が50人	5,000	5,000
	び	を超え60人以下		
	通	のもの		
	学	乗車定員が60人	6,000	6,000
又	を超え70人以下			
は	のもの			
通	乗車定員が70人	6,500	6,500	
園	を超え80人以下			
用	のもの			
バ	乗車定員が80人	7,500	7,500	
ス	を超えるもの			
(2)	乗車定員が30人	7,000	8,500	
そ	以下のもの			
の	乗車定員が30人	8,000	10,500	
他	を超え40人以下			
の	のもの			
バ	乗車定員が40人	9,500	12,500	
ス	を超え50人以下			
	のもの			
	乗車定員が50人	11,000	14,500	
	を超え60人以下			
	のもの			
	乗車定員が60人	13,000	16,500	
	を超え70人以下			
	のもの			
	乗車定員が70人	14,500	18,500	
	を超え80人以下			
	のもの			
	乗車定員が80人	16,000	21,000	
	を超えるもの			
4	三輪の小型自動車	1,500	1,500	
5	小型自動車に属するも	2,000	3,000	
け	の			
ん	普通自動車に属するも	4,000	5,500	
引	の			
自				
動				

	車				
6	(1)	普通自動車に属 するもの	3,500	4,000	
特 種 用 途 車	霊 柩 車	小型自動車に属 するもの	1,500	2,000	
	(2)	普通自動車に属 するもの	3,500	4,000	
	ご み 、 し 尿 等 の 廃 棄 物 の 収 集 及 び 運 搬 の 用 に 用 い る も の	小型自動車に属 するもの	1,500	2,000	
	(3)	普通自動車に属 するもの	6,500	/	
	キ ヤ ン ピ ン グ カ 車	小型自動車に属 するもの	5,000		
	ニ （ 原 動 機	総排気量が1リ ットル以下のも の又は電気自動 車			5,000
		総排気量が1リ ットルを超え1.5 リットル以下の もの			6,500

を	総排気量が1.5リ		7,500	
用	ットルを超え2			
い	リットル以下の			
な	もの			
い	総排気量が2リ		9,000	
も	ットルを超え2.5			
の	リットル以下の			
を	もの			
除	総排気量が2.5リ		10,000	
く	ットルを超え3			
。)	リットル以下の			
	もの			
	総排気量が3リ		11,500	
	ットルを超え3.5			
	リットル以下の			
	もの			
	総排気量が3.5リ		13,500	
	ットルを超え4			
	リットル以下の			
	もの			
	総排気量が4リ		15,500	
	ットルを超え4.5			
	リットル以下の			
	もの			
	総排気量が4.5リ		17,500	
	ットルを超え6			
	リットル以下の			
	もの			
	総排気量が6リ		22,000	
	ットルを超える			
	もの			
(4)	車	車両重量が	2,500	3,000
そ	の	5トン以下		
の	の	のもの		
他	形	車両重量が	5,000	6,500
の	状	5トンを超		
用	が	え10トン以		
に	ト	下のもの		
用	ラ	車両重量が	7,500	10,500
い	ッ	10トンを超		
る	ク	え15トン以		
も	に	下のもの		
の	類			

	す る も の で 最 大 積 載 量 の 定 め の な い も の	車両重量が 15トンを超 えるもの	10,000	13,500
		その他のもの	自動車の種類 及び構造区分 によりそれぞ れ前各項又は 前各号に該当 する自動車に ついて定めら れた額	

6 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税の種別割の税率については、当該営業用の乗用車等が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り、当該営業用の乗用車等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわらず、第3項の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1)～(3) 一略一

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する自動車税の種別割の税率については、当該営業用の乗用車等が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に定める額とする。

(1)～(3) 一略一

自動車の種類等		税率（年額）
1	総排気量が1リットル	円
乗 用	以下のもの	4,000

車 (三	総排気量が1リットル を超え1.5リットル以 下のもの	4,500
	総排気量が1.5リット ルを超え2リットル以 下のもの	5,000
輪 の 小 型 自 動 車 に 属 す る も の を 除 く 。)	総排気量が2リットル を超え2.5リットル以 下のもの	7,000
	総排気量が2.5リット ルを超え3リットル以 下のもの	8,000
す る も の を 除 く 。)	総排気量が3リットル を超え3.5リットル以 下のもの	9,000
	総排気量が3.5リット ルを超え4リットル以 下のもの	10,500
く 。)	総排気量が4リットル を超え4.5リットル以 下のもの	12,000
	総排気量が4.5リット ルを超え6リットル以 下のもの	14,000
2	総排気量が6リットル を超えるもの	20,500
	三輪の小型自動車	2,500
3	普通自動車に属するも の	13,000
	小型自動車に属するも の 特 種 用 途 車 の う ち キ ャ ン ピ ン グ カ ニ	9,500

（原動機を用いないもの以外のもののうち普通自動車に属するもの及び小型自動車に属するものに）

限 る 。)	
--------------	--

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が附則第15条の3第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第2項から第6項までの規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 一略一

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に関し、自動車が附則第15条の3第2項又は第3項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第2項又は第3項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第5条の2の3に規定するものをいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 一略一

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第2条関係（山形県県税条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第135条の3 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの</p>	<p>(環境性能割の税率)</p> <p>第135条の3 次に掲げる自動車（法第149条第1項（同条第2項から第4項までにおいて準用する場合を含む。次項及び第3項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、100分の1とする。</p> <p>(1) 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）</p> <p>イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第1項に規定するもの</p>

- (イ) 一略一
- (ロ) 法第145条第4号に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同条第5号に規定する基準エネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の70を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 一略一
- ロ 自家用の乗用車うち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの
- (イ) 一略一
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 一略一
- ハ～ヘ 一略一
- (2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの
- (イ) 一略一
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 一略一
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの
- (イ) 一略一
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 一略一
- (3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149

- (イ) 一略一
- (ロ) 法第145条第4号に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同条第5号に規定する基準エネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の80を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 一略一
- ロ 自家用の乗用車うち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第2項に規定するもの
- (イ) 一略一
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 一略一
- ハ～ヘ 一略一
- (2) 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。）
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第7項に規定するもの
- (イ) 一略一
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 一略一
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第8項に規定するもの
- (イ) 一略一
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 一略一
- (3) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、法第149

条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 一略一

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第10項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 一略一

ハ～ヘ 一略一

ト 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項(第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。

条第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。以下この条において同じ。)

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第9項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 一略一

ロ 家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の2第10項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85を乗じて得た数値以上であること。

(ハ) 一略一

ハ～ヘ 一略一

ト 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第15項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和7年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項(第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、100分の2とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第16項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。

- (ハ) 一略一
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第17項に規定するもの
- (イ) 一略一
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 一略一
- ハ～ホ 一略一
- (2) 次に掲げる石油ガス自動車
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第18項に規定するもの。
- (イ) 一略一
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 一略一
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第22項に規定するもの。
- (イ) 一略一
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 一略一
- (3) 次に掲げる軽油自動車
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定するもの
- (イ) 一略一
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 一略一
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第24項に規定するもの
- (イ) 一略一
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 一略一

- (ハ) 一略一
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の2第17項に規定するもの
- (イ) 一略一
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 一略一
- ハ～ホ 一略一
- (2) 次に掲げる石油ガス自動車
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第18項に規定するもの。
- (イ) 一略一
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 一略一
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の2第22項に規定するもの。
- (イ) 一略一
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 一略一
- (3) 次に掲げる軽油自動車
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第19項に規定するもの
- (イ) 一略一
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 一略一
- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第24項に規定するもの
- (イ) 一略一
- (ロ) エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75を乗じて得た数値以上であること。
- (ハ) 一略一

ハ及びニ 一略一

ホ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第27項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項及び前2項(これらの規定を次項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項(第1号イ、ロ及びホに係る部分に限る。)及び第2項(第1号イ、ロ及びニに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第31項に規定する方法並びに令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第32項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第33項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号イ(ロ)	同条第5号に規定する基準エネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)
------------	---	---

ハ及びニ 一略一

ホ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則第9条の4第27項に規定するもの

(イ) 一略一

(ロ) エネルギー消費効率が令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95を乗じて得た数値以上であること。

3 法第149条第1項及び前2項(これらの規定を次項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける自動車以外の自動車に対して課する環境性能割の税率は、100分の3とする。

4 第1項(第1号イ、ロ及びホに係る部分に限る。)及び第2項(第1号イ、ロ及びニに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第31項に規定する方法並びに令和4年度基準エネルギー消費効率及び令和2年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第32項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として同条第33項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号イ(ロ)	同条第5号に規定する基準エネルギー消費効率(以下「基準エネルギー消費効率」という。)であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの	法第149条第2項に規定する基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この号及び次項第1号において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。)
------------	---	---

	(以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の70	ギー消費効率」という。)に100分の151
—略—		
第1項第1号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の80	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の173
—略—		
第2項第1号イ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の130
—略—		
第2項第1号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の151
—略—		

5 第1項(第1号イ及びロ、第2号並びに第3号イ及びロに係る部分に限る。)及び第2項(第1号イ及びロ、第2号並びに第3号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第35項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第36項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号イ(ロ)	令和12年度以降の各年度において適用さ	令和2年度以降の各年度において適用されるべ
------------	---------------------	-----------------------

	(以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の80	ギー消費効率」という。)に100分の173
—略—		
第1項第1号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の85	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の184
—略—		
第2項第1号イ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の151
—略—		
第2項第1号ロ(ロ)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の162
—略—		

5 第1項(第1号イ及びロ、第2号並びに第3号イ及びロに係る部分に限る。)及び第2項(第1号イ及びロ、第2号並びに第3号イ及びロに係る部分に限る。)の規定は、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第35項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、令和2年度基準エネルギー消費効率及び基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)を算定する方法として同条第36項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号イ(ロ)	令和12年度以降の各年度において適用さ	令和2年度以降の各年度において適用されるべ
------------	---------------------	-----------------------

	れるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に <u>100分の70</u>	きものとして定められたもの（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に <u>100分の102</u>
第1項第1号ロ（ロ）	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
第1項第2号イ（ロ）	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
第1項第2号ロ（ロ）	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
第1項第3号イ（ロ）	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
第1項第3号ロ（ロ）	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
第2項第1号イ（ロ）	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の60</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の87</u>
第2項第1号ロ（ロ）	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
第2項第2号イ（ロ）	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の60</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の87</u>

	れるべきものとして定められたもの（以下この条において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に <u>100分の80</u>	きものとして定められたもの（以下この条において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）に <u>100分の116</u>
第1項第1号ロ（ロ）	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の85</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の123</u>
第1項第2号イ（ロ）	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
第1項第2号ロ（ロ）	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の85</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の123</u>
第1項第3号イ（ロ）	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の80</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の116</u>
第1項第3号ロ（ロ）	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の85</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の123</u>
第2項第1号イ（ロ）	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>
第2項第1号ロ（ロ）	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の75</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の109</u>
第2項第2号イ（ロ）	令和12年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の70</u>	令和2年度基準エネルギー消費効率に <u>100分の102</u>

第2項第2号ロ(口)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第3号イ(口)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の60	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の87
第2項第3号ロ(口)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102

第2項第2号ロ(口)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109
第2項第3号イ(口)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の102
第2項第3号ロ(口)	令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の75	令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の109

6 第1項(第3号トに係る部分に限る。)及び第2項(第3号ホに係る部分に限る。)の規定は、令和7年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則第9条の2第38項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第39項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車について準用する。この場合において、第1項第3号ト(ロ)中「基準エネルギー消費効率であつて令和7年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条において「令和7年度基準エネルギー消費効率」という。)」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項第3号ホ(ロ)において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110を乗じて得た数値」と、第2項第3号ホ(ロ)中「令和7年度基準エネルギー消費効率に100分の95」とあるのは「平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105」と読み替えるものとする。

附 則

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の5の3 知事は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、自動車が第135条の3第1項又は第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準(以下

附 則

(自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の5の3 知事は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、自動車が第135条の3第1項又は第2項(これらの規定を同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準

この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第1項又は第2項の規定の適用を受ける自動車(以下この項において「低排出ガス車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき低排出ガス車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第4条の10に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 一略一

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の2の6 営業用の自動車に対する第135条の3第1項及び第2項(これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項(第4項又は第5項において準用する場合を含む。)	100分の1	100分の0.5
第2項(第4項又は第5項において準用する場合を含む。)	100分の2	100分の1
一略一		

(以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)につき同条第1項又は第2項の規定の適用を受ける自動車(以下この項において「低排出ガス車」という。)に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき低排出ガス車に該当するかどうかの判断をすることが適当であるものとして施行規則附則第4条の10に規定するものをいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2及び3 一略一

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の2の6 営業用の自動車に対する第135条の3第1項及び第2項(これらの規定を同条第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)並びに同条第3項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項(第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)	100分の1	100分の0.5
第2項(第4項から第6項までにおいて準用する場合を含む。)	100分の2	100分の1
一略一		

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 知事は、促進区域内において、当該促進区域に係る法第4条第6項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和5年3月31日までに、承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定するものを設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者について、当該施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。以下同じ。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の課税を免除することができる。</p>	<p>(課税免除の要件)</p> <p>第2条 知事は、促進区域内において、当該促進区域に係る法第4条第6項の規定による同意基本計画の同意の日（以下「同意日」という。）から令和7年3月31日までに、承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号）第2条に規定するものを設置した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者について、当該施設の用に供する家屋（当該施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。以下同じ。）又はその敷地である土地の取得（同意日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の課税を免除することができる。</p>

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案	
(市町村が処理する事務の範囲等)		(市町村が処理する事務の範囲等)	
第2条 一略一		第2条 一略一	
2 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。		2 教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事務	市町村	事務	市町村
1 博物館法（昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 一略一 (20) <u>省令第21条</u> の規定による博物館に相当する施設が <u>省令第20条第1項</u> に規定する要件を <u>欠くに至った旨</u> の報告の受理 (21) <u>省令第23条</u> の規定による報告の徴収 (22) <u>省令第24条</u> の規定による博物館に相当する施設の指定の取消し	米沢市	1 博物館法（昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。）及び博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(19) 一略一 (20) <u>省令第25条</u> の規定による博物館に相当する施設が <u>省令第24条第1項</u> に規定する要件を <u>備えなくなった旨</u> の報告の受理 (21) <u>省令第26条</u> の規定による報告の徴収 (削る)	米沢市
2 一略一	一略一	2 一略一	一略一

